

# 「スポーツ教室」開催に向けた感染拡大予防ガイドライン

公益社団法人ぎふ瑞穂スポーツガーデン

## 1 はじめに

新型コロナウイルス感染症は、令和2年2月に県内で初めて陽性患者が確認されて以来、速いスピードで感染が拡大し、クラスターと呼ばれる集団感染も発生しています。この感染症は感染力が極めて高く、学校や事業の休止、外出の自粛など、社会に大きな影響を及ぼしています。

こうした中で、本県では「オール岐阜」の体制により、スピード感を持って徹底した対策が行われ、クラスターの早期終息など一定の成果を上げてきました。

今後も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えるため、これまでの取組を踏まえ、感染症対策の基本的な考え方を明確にしておくことが必要であり、当法人として、「スポーツ教室」開催に向けた感染拡大予防ガイドラインを策定するものです。

## 2 「スポーツ教室」開催の基本的な考え方

「スポーツ教室」は、参加者の皆さんが安全・安心にスポーツを楽しむことを前提として開催するものです。そのためには、三つの密（密閉、密集、密接）をつくらないこと、大声での発声や声援、近距離での会話をしないこと、感染防止対策（手洗い、マスクの着用、室内の換気など）を徹底することなど、感染のリスクを避けなければなりません。

「スポーツ教室」の指導者、参加者と保護者の皆さんには、感染防止策の内容を十分にご理解のうえ、それぞれに責任ある行動をお願いします。また、当該感染症により岐阜県からの自粛要請が出された場合は、その期間の「スポーツ教室」を中止（振替なし）とします。

## 3 「スポーツ教室」開催時の感染防止策

### (1) 事務局が準備すべきこと

#### ① 参加者名簿と活動日誌、緊急連絡先名簿の作成

事務局は、「スポーツ教室」の参加者名簿と活動日誌を作成し、指導者が開催期日、当日の体温、体調の確認を記録できるよう用意するとともに、緊急連絡先名簿を整えること。

#### ② 手指消毒剤の用意

事務局は、参加者がこまめに手指消毒できるよう、手指消毒剤を用意すること。

#### ③ 参加者と指導者が遵守すべき内容の周知徹底

事務局は、以下に示す参加者と指導者が遵守すべき内容について、事前に周知徹底を図ること。

### (2) 参加者の皆さんが遵守すべきこと

#### ① 体調の確認（小中学生の場合は、保護者が責任をもって確認していただくこと。）

参加者は、当日の体温が平熱であること。また、過去2週間以内に、次の事項に該当しないこと。

ア 平熱を超える発熱

イ 咳、のどの痛みなど風邪の症状

- ウ だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
  - エ 嗅覚や味覚の異常
  - オ 体が重く感じる、疲れやすい
  - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触（※）
  - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ク 過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- （※）濃厚接触とは、患者の感染可能期間に接触した人の中で、次の事項に該当する方。
- ・ 患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった。
  - ・ 適切な感染防護なしに患者を看護または介護していた。
  - ・ 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い。
  - ・ 手が触れる距離（約1m）で、感染予防なしで患者と15分以上の接触があった。

**② マスクの準備と着用**

参加者は、マスクを必ず準備すること。スポーツ中のマスク着用は参加者の判断とする。参加の受付、着替え、スポーツをしていない間、会話をする時には、マスクを着用すること。

**③ 集合時の留意点**

参加者は、活動中に集合する際には約2mの距離を空け、三つの密（密閉、密集、密接）を避けること。また、会話の時にマスクを着用し、感染対策に配慮すること。

**④ 県外からの参加者**

県外からの参加者は、県外への移動自粛が県民に要請されている際は参加を控えること。

**(3) 指導者の皆さんが遵守すべきこと**

**① 参加者の出欠席、体温測定、体調の確認**

指導者は、参加者の出欠席、体温測定、過去2週間以内の体調を確認し、所定の参加者名簿に記録すること。

**② 手指消毒、施設の消毒**

指導者は、所定の手指消毒剤を活動場所に用意し、参加者がこまめに消毒や手洗いができるよう、配慮すること。また、複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。

**③ 招集時の留意点**

指導者は、活動中に参加者を招集する際には約2mの距離を空け、三つの密（密閉、密集、密接）を避けること。また、会話の時にマスクを着用し、感染対策に配慮すること。

**④ 休憩時間**

指導者は、休憩時間を設ける際には約2mの距離を空け、三つの密（密閉、密集、密接）を避けること。また、室内では換気扇を常に回し、換気用の小窓を開けるなど、換気に配慮すること。

**(4) スポーツを行う際に留意すべきこと**

**① 十分な距離の確保**

スポーツを行う際には呼気が激しくなるため、できるだけ周囲の人と距離（※）を空けること。（※）感染予防の観点からは少なくとも2mの距離を空けることが重要。

**② ランニングなどの位置取り**

ランニングなどの場合は、前の人の呼気の影響を避けるため、できるだけ前後一直線に並ぶのではなく、並走や斜め後方に位置取ること。

### ③ 水分補給

水分補給の際は、スポーツドリンクなどの回し飲みをしないこと。また、指定場所以外で行わず、できるだけ周囲の人と距離をとって摂取すること。

### ④ 室内種目での換気

室内種目では換気扇を常に回し、扉や窓を開けるなど、換気に配慮すること。

### ⑤ 競技特性に応じた対策、感染予防のマナー

ア 各中央競技団体において、競技特性に応じた感染防止策が示されている場合は、必要な取組を行うこと。

イ スポーツ中に、唾や痰を吐くことは極力行わないこと。

ウ タオルなどの共用はしないこと。

エ 飲みきれなかったスポーツドリンクなどを指定場所以外（例えばグラウンド内）に捨てないこと。

## 4 「スポーツ教室」参加者の感染が判明した場合の対応

### (1) 保健所から当法人事務局への連絡

#### ① 保健所からの連絡

保健所が把握した感染者の中に、「スポーツ教室」参加者が含まれている場合は、保健所から事務局へ連絡があるため、その情報を正確に記録すること。

#### ② 当法人事務局から関係機関への連絡

保健所からの連絡を受け、事務局から関係機関へ速やかに情報を伝えること。

ア 朝日大学「学事第一部長」及び「体育会長」

イ 県地域スポーツ課「地域スポーツ係」 連絡先：058-272-1111(内 2953)

ウ 県スポーツ協会「事務局長」 連絡先：058-297-2567

※ 感染者の情報：氏名（年齢・性別）、住所、所属校（学年）、スポーツ教室（種目・日時・場所）など。

### (2) 保健所と当法人事務局との連携

#### ① 感染者の「行動履歴調査」への協力

感染者の「行動履歴調査」に協力するため、「スポーツ教室」の開催日時、使用施設、指導者、参加者名簿、活動日誌、感染防止策チェックリストなどの情報を提供すること。

#### ② 使用施設の「消毒」への対応

使用施設の「消毒」が指示された場合は、指定された場所を消毒すること。

#### ③ 保健所の「スポーツ教室」中止期間の設定への対応

保健所が「スポーツ教室」の中止期間を設定した場合は、その間の活動を中止するとともに、関係者へ速やかに連絡すること。

## 5 「スポーツ教室」使用施設の管理機関で感染が判明した場合の対応

大学やスイミングスクールなど、「スポーツ教室」で使用する施設の管理機関で感染が判明した場合は、その機関が設定した使用禁止期間の「スポーツ教室」を中止（振替なし）とします。

## 6 「スポーツ教室」開催時の感染防止策チェックリスト

「スポーツ教室」開催時の感染防止策チェックリスト	
<input type="checkbox"/>	<b>参加者の出欠席、体温測定、体調の確認を行うこと。</b> 平熱を超える発熱、咳、のどの痛みなど風邪の症状の場合は、参加しないこと。
<input type="checkbox"/>	<b>濃厚接触についての説明、確認を行うこと。</b> 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限が必要な国や地域への渡航がある場合、その在住者と濃厚接触がある場合は、参加できないこと。
<input type="checkbox"/>	<b>マスクを持参し、適切に着用すること。</b> 参加受付、着替え、スポーツをしない間、会話をする時には、マスクを着用すること。
<input type="checkbox"/>	<b>集合する際は、三つの密（密閉、密集、密接）を避けること。</b> また、会話の時にマスクを着用するなど、感染対策に十分配慮すること。大きな声での発声や声援、会話をしないこと。
<input type="checkbox"/>	<b>手指消毒を実施すること。</b> 手指消毒剤を活動場所に用意し、こまめに消毒や手洗いを行うこと。
<input type="checkbox"/>	<b>休憩・待機場所では、三つの密（密閉、密集、密接）を避けること。</b> また、室内では換気扇を常に回し、扉や窓を開けること。
<input type="checkbox"/>	<b>スポーツを行う際は、十分な距離を確保すること。</b> スポーツを行う際には呼気が激しくなるため、周囲の人と少なくとも2mの距離を空けること。
<input type="checkbox"/>	<b>ランニングなどの位置取りに配慮すること。</b> できるだけ前後一直線に並ぶのではなく、並走あるいは斜め後方に位置取ること。
<input type="checkbox"/>	<b>水分補給の際は、スポーツドリンクなどの回し飲みをしないこと。</b> また、指定場所以外で行わず、できるだけ周囲の人と距離をとって摂取すること。
<input type="checkbox"/>	<b>室内種目では、換気に配慮すること。</b> 室内種目では換気扇を常に回し、扉や窓を開けること。
<input type="checkbox"/>	<b>その他、感染予防のマナーに留意すること。</b> スポーツ中に、唾や痰を吐くことは極力行わないこと。 タオルなどの共用はしないこと。 飲みきれなかったスポーツドリンクなどを指定場所以外に捨てないこと。

【参考】「スポーツ教室」参加者関係

新型コロナウイルス感染症に関する帰国者・接触者相談センター窓口一覧

岐阜県の所管区域	保健所等	電話番号
岐阜市	岐阜市保健所	058-252-0393 地域保健課
羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡	岐阜保健所	058-380-3004
大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡・揖斐郡	西濃保健所	0584-73-1111 (内線 273)
関市・美濃市・郡上市	関保健所	0575-33-4011 (内線 360)
美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡	可茂保健所	0574-25-3111 (内線 358)
多治見市・瑞浪市・土岐市	東濃保健所	0572-23-1111 (内線 361)
中津川市・恵那市	恵那保健所	0573-26-1111 (内線 258)

愛知県、三重県の所管区域	保健所等	電話番号
愛知県一宮市	一宮保健所	0586-72-1699
三重県四日市市	四日市保健所	059-352-0594
三重県桑名市・三重郡	桑名保健所	0594-24-3619